

第2回 犯罪被害者等基本計画検討会 提出資料

(社) 被害者支援都民センター
大久保 恵美子

1 12条関係 (損害賠償の請求についての援助等)

(1) 問題点

従前の刑事裁判では、殺人等の重罪の場合、そもそも十分な被害が弁償されることは希です (遺族の場合、示談等がまとまったのは約6.1%で、約1.5%しか額に満足していません。)。

[講座被害者支援 (監修 宮澤浩一, 國松孝次) 1巻: 犯罪被害者支援の基礎121頁等]

仮に弁償等がなされる場合でも、起訴から何度も裁判が開かれ、かなりの期間を経過するなかで、弁護人が被害者、遺族 (以下「被害者等」と表現します。) との交渉を重ね、遅まきながら被告人の親族が金を工面したりして、弁償等されるものがほとんどです。

近年話題になっている裁判員制度の導入により、殺人等重大事件の刑事裁判が短時間で集中的に裁判されますので、従前にも増して、被害者等に対する賠償等の道が閉ざされてしまうと思います。

(なお、以下で取り上げる犯罪は、主に生命、身体犯を言う。)

(2) 損害賠償判決等を得るまでの負担の軽減, 迅速化

- 附帯私訴制度の導入 (フランスなど陪審員制度を導入している国でも、導入されている。日本の旧刑事訴訟法ではこの制度を導入されていた。)

[前記2巻: 犯罪被害者対策の現状]

- 損害賠償命令制度の導入 (米国, 英国, オーストラリア, カナダなど陪審員制度を導入している国でも、導入されています。)

[前記2巻: 犯罪被害者対策の現状]

これら制度は、陪審員制度を導入している国で広く行われており、技術的には問題ない上、損害の (最低) 額はある程度定型的に決めることができるので、導入することに何ら支障はないと思います。

- 公費により弁護士を選任しての法的支援 (現にドイツにおいて被害者に補佐人を付しうるとされています)

[前記2巻: 犯罪被害者対策の現状]

●国による損害賠償費用の補償

憲法には、加害者に国選弁護人を付けるのは刑事被告人となつてからとしか書かれていないのに、法改正で、加害者には、起訴前から国選弁護人が付けられることになり、しかも、実際には、ほとんどの場合、弁護士費用を支払っていません。

加害者に対して弁護士の面でこのような厚遇がされているなか、被害者にも公費により弁護士を選任する法的支援があつてしかるべきだと思います。

(3) 損害賠償判決等を実効化するための方法

●損害賠償債務の国による立替払及び求償等

被害者の多くは、小泉総理の発言にもあつたように、「思いがけなく被害に遭つたの」であり、加害者によってたまたま被害者に選ばれたにすぎません。

加害者には多額の税金を投入して更生、社会復帰に向けた様々な施策が行われるのに対し、被害者には、直接の国からの援助は皆無に等しいと言えます。

治安維持が国の責務であるならば、被害者にはその債務不履行として、被害者回復、損害賠償を引き受ける考え方があつてしかるべきだと思います。

→財源等について

●罰金の一部を財源とする

年間1000億円以上ある罰金収入のうち、その多くが形式的には被害者のいない交通違反によるものであることから、殺人等の遺族の賠償金に回すのはおかしいというような意見もあるようですが、広い意味での犯罪者から取ったお金を被害者の回復よりも一般財源に回す方が妥当なのか、理解に苦しみます。

罰金は、何らかの経済的活動等に伴って課される税金とは全く性質の異なるもので、負担者と受益者との間に厳密な意味での直接的な関係までは必要ないと思います。

●服役中の作業賞与金の全部又は一部を自動的に被害弁償に充てるようにする。

服役中の加害者を真に更生させるためには、被害者に対する責任を果たすことが必要不可欠です。日々の労役が被害弁償に充足されることが、いかなる言葉での教育よりも、被害者に対して犯した罪の重大さを自覚することができ、加害者の真の更生に役立ち、再犯率の低下にもつながると思います。

2 13条関係(給付金の支給に係る制度の充実等)

●犯罪被害者等給付制度の拡充

・給付額を自賠償程度に上げるべき、例：死亡時3000万円

・現行重傷病給付金制度(1ヶ月以上の加療及び2週間以上の入院、3か月まで)では、入院期間が短くなってきている保健医療制度の現状では、対象となりうる被害者が少ない。

- ・強姦被害の被害者が医療機関を受診する時の診療費及び妊娠した時の中絶費用を給付金の対象とすべき。
 - ・PTSD等の精神に負った傷害に対しても給付の対象にしていきたい。(犯罪被害給付金制度は、PTSD等の精神的傷害に対する理解がない時に成立した法である)
 - ・加齢とともに経済的に困窮する被害者も多く、給付金の年金制度を検討すべき。
- 医療費の支給等新たな犯罪被害者等補償制度の導入
- 厚労省の回答に医療費3割負担をすればどこでも診察を受けることができるがあるが、その3割を国が負担ないし加害者に代わって立て替えていただきたい。

3 16条関係(居住の安定)

●公営住宅への優先入居

被害直後及び中期的(3年から5年程度)に住み、生活の立て直しが出来る居住環境の整備。

(国土交省が公的住宅へ優先入居の便宜を図ると回答しているのは感謝いたします。)

なお、基本法施行前の被害者にも適用できるようにしていきたい。

●公営住宅への入居が決定するまでの一時宿泊先の公費による確保

4 17条関係(雇用の安定)

●事業主等の理解の増進

●被害を回復するための休暇制度の導入

●職業訓練所への優先的入所

(被害遭遇による失業後、職業訓練校に優先的に入所できるよう制度、利用の拡大をお願いします。)

●失業保険の受給手続きの緩和等と支給期間の拡大

「(仮称) 杉並区犯罪被害者等支援条例の制定に向けて」の提言 《概要版》

平成 17 年 4 月

杉並区犯罪等被害者支援専門家検討会

はじめに

「犯罪被害者等基本法」が平成 16 年 12 月に成立したのを受け、地方自治体においても法に基づいた支援内容の具体化や仕組みづくりが求められています。こうした中、杉並区では、被害者等に最も身近な基礎的自治体の果たす役割の重要性を認識し、支援条例の制定と具体的な支援のあり方を検討するため本検討会を設置しました。自治体での総合的な支援制度への取り組みは初めてであり、検討会では、区の現状を踏まえながらも、自治体としての望ましい支援のあり方や内容についての議論を進め、今回提言としてまとめました。従って、中には、すぐには実施困難なものや実施方法でのより詳細な検討が必要なもの、さらには将来に向けての問題提起とする内容も含まれています。しかし、本報告書で提言した考え方や支援の内容はいずれも被害者支援にとって欠かせない重要な課題です。杉並区が報告の趣旨を十分に理解し、創造性を発揮する中で、犯罪被害者の要望に応える制度づくりを進めることを期待しています。

区による犯罪被害者支援策制定の背景と意義

1. 犯罪被害の状況と犯罪被害者のニーズ

近年、犯罪は後を断たず、犯罪に巻き込まれた犯罪被害者は、事件後も長く続く恐怖、失ったものへの消えない記憶、様々な生活上の困難や家庭崩壊など、人生を一変する大きな苦痛を味わっている。しかし、その受けた打撃の大きさにもかかわらず、十分な社会的支援を受けられず、多くの被害者が深刻な状況に置かれている。

2. 支援の展開と基本法の制定

平成 16 年 12 月に成立した「犯罪被害者等基本法」は、犯罪被害者への支援が社会全体の責務であることを明記し、国や地方公共団体その他の関係機関が連携して、総合的で計画的な支援施策を推進することを定めた。今後は、その具体化が求められている。

3. 杉並区での支援制度創設の意義

犯罪被害者がその受けた打撃を回復し、人間らしい生活を取り戻すためには、被害直後の

迅速な支援とともに、その後の日常生活の中で、それぞれの実情にあったきめ細かで、息の長い支援が必要である。そうした支援を行ううえで、被害者に最も身近な政府であるとともに、福祉や保健をはじめとする様々な施策やスタッフを有する自治体の果たす役割は大きい。このような支援制度がほとんどない現状の中で、基礎的自治体としての総合的支援制度を杉並区が創設する意義は大きい。

基本理念と区の責務等

1. 基本理念

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の人権と幸福を追求する権利の保障を基本に、被害者が被った苦痛等からの回復のために、その置かれている状況や実情にあった適切な支援を、継続して行わなければならない。

2. 区の責務

区は、国・都との適切な役割分担・連携協力を図りながら、犯罪被害者の身体的・精神的・経済的被害の影響を軽減し、安全で平穏な日常生活や社会生活を営めるよう、被害者等の状況とニーズに即した支援を行うとともに、地域社会での支援の輪を広げるように努めなければならない。

支援の対象

1. 犯罪等及び犯罪被害の定義

支援の対象とする「犯罪等」及び「犯罪被害」は、制度の趣旨から言って、出来るだけ広くしておく必要がある。交通事故や財産被害などでも、身体的犯罪と同様な被害を受ける場合があるからである。

従って、「犯罪等」とは、区内外において行われた犯罪及びこれに準ずる人の心身を害する行為であり、「犯罪被害」とは、犯罪等による直接的・間接的に受けた身体的・精神的・財産的被害と定義することが相当である。

同時に、生活支援や経済的支援などの個別の直接支援において、制度の趣旨や区の支援体制などに応じた一定の限定を行うことは合理性がある。

2. 犯罪被害者等の範囲

自治体の条例であるから、支援対象とする「犯罪被害者等」とは、杉並区民である被害者本人とその家族・遺族とすることを原則とすることが妥当であるが、区民でない在住者及び

区内在勤・在学者等であっても、その生活の実態などから支援をすることが相当と認められるものも含めるようにすることが望ましい。

犯罪被害者等の支援策

1. 犯罪被害者等に対する支援の実施

犯罪被害者への支援内容は、精神的なケア、破壊された生活の維持や回復への支援、犯罪に遭遇したことに伴う行政手続きや法律相談など広範囲な分野に及ぶとともに、犯罪の種類や被害の程度、被害者の生活実態などに応じて多様である。

従って、区は、被害者の第一次相談窓口になるとともに、被害者が必要な支援を受けられるように、区としての支援サービスの提供に加え、警察、被害者支援団体、その他の関係機関との密接な連携を図りながら支援していくことが必要である。

2. 総合相談と支援コーディネート

犯罪被害者は、支援制度の内容や手続きに不案内であるだけでなく、被害の影響で混乱し、何をどこに相談していいか途方にくれる人が大半である。また、裁判手続きなどの法律相談も欠かせない。信頼できる相談窓口での適切な情報提供は支援制度の要といえる。

区は、被害者等からの相談に応じるとともに、被害者等が抱える問題やニーズを的確に把握し、それに応じた支援情報の提供と助言を行う。そして、適切なサービス機関との連絡や随行などを通し、被害者が必要とする支援を受けられるような総合的な調整（コーディネート）を行うことが必要である。

3. 一時利用住居の確保

犯罪被害に伴い現住所に住めなくなってしまった被害者等への一時利用住居の提供が求められている。一次利用住居は、再被害の防止などの緊急避難的な住居としての「短期利用住居」と一定の生活回復期間を考慮した「中期利用住居」の2種類が必要である。

利用住居を確保するためには、区の財政負担の面からも、区の既存の住居や施設の活用とともに、民間住宅の斡旋などの仕組みを検討する必要がある。また、提供に当たっては、被害者の心情や実態に応じた環境に配慮することが欠かせない。

4. 生活支援の提供

犯罪被害者等は、犯罪に伴う障害とその治療により家事や育児の担い手が欠ける場合に加え、受けた精神的被害の大きさから、家事や育児が全く手につかない場合も少なくない。また、警察の事情聴取や裁判などの新たな対応に伴う家事や育児の援助が必要な場合も生ずる。

こうした犯罪被害者等の家事や育児に掛かる負担を軽減し、その立ち直りに資するため、一定期間、炊事、洗濯、買い物などの家事、子どもの送り迎えや一時保育などの生活支援が欠かせない。こうした生活支援は、保育や家事援助サービスを実施している自治体の重要な役割である。

生活支援者は、犯罪被害者への実情に精通した区の職員が望ましいが、支援の長期化や支援ニーズの増大を考慮した場合、民間の活用も必要となる。その際には、守秘義務や二次被害の防止などに十分配慮した仕組みや方策が必要である。

５．経済的支援の実施

経済的支援は、国レベルで整備されていくものであるが、「犯罪被害者等給付金支給制度」の現状から、それを補完するため、区独自の経済的支援を整備していくことは重要である。経済的支援には、貸付制度と見舞金的な支援金があり、それぞれ一長一短があるが、支援の対象範囲と迅速性、被害者のニーズへの柔軟な対応、区の財政負担などから、貸付制度を中心に、それを補完する形での見舞金的支給制度を設けることが望ましいと考える。

６．医療相談と心のケア

犯罪被害者に生じた傷病や心身の障害について、医療機関等と連携しながら、被害者等が安心して医療や心のケアを受けられるような体制づくりが必要である。

７．再被害と犯罪被害の防止

区は、警察などの関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者等への情報提供や適切な助言、支援従事者への安全対策などにより、犯罪被害者や職員等への再被害・累被害防止に努めることが必要である。

８．現行施策の活用

犯罪被害者等への支援サービスは、多様で広範囲に及ぶが、そのなかには、既存の区の施策を活用することで十分対応可能なものが多い。区の支援施策の構築に当たっては、「相談・情報提供」など、本検討会で新たに提案した支援策のほか、現行の施策の見直しや拡充を行い、犯罪被害者支援として活用していくことが必要であり、現実的であろう。

犯罪被害者等の支援体制

１．総合支援窓口の設置

犯罪被害者等への支援の入り口であり、要として相談、情報提供及び支援の総合的な調整

を行うための総合支援窓口を設置することが必要である。

２．被害者支援コーディネータ等の配置と養成

総合支援窓口には、多様な相談に応じられる専門的知識とともに被害者の状況を理解し、適切に対応できる経験や資質を有する被害者支援コーディネータが必要である。そのため、区は、計画的に職員を養成し、総合支援窓口に被害者支援コーディネータとして配置することが必要である。

３．犯罪被害者支援員制度の創設

犯罪被害者等の支援は、多様な支援を継続的に行うことが必要であることから、地域住民の協力を確保することが欠かせない。そのため、区民のなかから「犯罪被害者支援員」を養成し、任命するなど、地域の中で支援の輪を広げる仕組みを築くことが必要である。

４．関係機関・団体との連携・協力・支援

円滑で効率的な支援を行うため、総合支援窓口を中核としつつ、関係機関、団体等との連携・協力を努めるとともに、地域の犯罪被害者支援団体への支援も重要である。

５．犯罪被害者等支援協議会の設置

犯罪被害者等への支援策を客観的に評価し、施策の改善に努めるために、学識経験者、関係機関、民間支援団体、犯罪被害者等、区民、区などで構成する「犯罪被害者等支援協議会」を設置することが望ましい。

６．広報・区民の理解の促進・調査研究活動

支援制度を広く区民に知らせることは、区民等が犯罪被害を被ったときの相談窓口の案内というだけでなく、地域社会に支援の輪を広げる上でも重要である。

支援策を推進するために

１．施策・条例の見直し

今後、「基本法」に基づき、国や東京都の支援の制度や施策が整備されてくるであろう。そのため、条例施行後３年を目途に支援のあり方を見直すなど、犯罪被害者支援を巡る環境の変化に柔軟に対応していくことを条例制定の当初から明確にしていくことが必要である。

《杉並区犯罪等被害者支援専門家検討会の検討経過》

	日 時	会 場	議 題
第1回	平成16年11月16日 午後7時～9時	区役所 中棟6階 第四会議室	・委嘱状交付 ・正副会長選出 ・被害者支援の課題や自治体の役割に関する意見交換
第2回	平成16年11月30日 午前10時～12時	杉並区能力開発 センター 3階会議室	・検討の進め方について ・区、警察署の施策の現状について
第3回	平成16年12月7日 午後7時～9時30分	区役所 西棟6階 第五・六会議室	・被害者支援の施策の現状把握と支援のあり方について
第4回	平成17年1月13日 午後6時～8時20分	区役所 中棟6階 第四会議室	・制度のあり方と骨格について（対象範囲を中心に）
第5回	平成17年2月1日 午後6時～8時	区役所 西棟6階 第五・六会議室	・制度のあり方と骨格について（施策内容を中心に）
第6回	平成17年2月15日 午後6時～8時	区役所 中棟6階 第四会議室	・制度のあり方と骨格について（経済的支援を中心に）
第7回	平成17年2月28日 午後6時～8時	区役所 西棟6階 第五・六会議室	・制度のあり方と骨格について（これまでの議論の整理） ・検討のまとめに向けて
第8回	平成17年3月29日 午前10時～12時30分	区役所 中棟5階 第三・四委員会室	・報告書の内容について